

W・P・ウッドワードの「国体狂信主義」論

新田均

はじめに	六九五
一 「The Occupation and Shrine Shinto」及び「国体狂信主義」論	六九七
二 「連合軍の占領と日本の宗教」及び「国体狂信主義」論	七〇二
三 「The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions」及び「国体狂信主義」論	七一四
おわりに	七一八

はじめに

近代日本の政教関係についての戦後の研究の出発点になったのは「神道指令」である。「神道指令」を肯定的に見る研究者は、その中に現われている昭和期の政教関係についての解釈を、近代日本の政教関係全体へと発展させる形で研究を進めてきた（それは、東京裁判の判決が満州事変以降の日本の行動に対する解釈と告発であつたにもかかわらず、その結論を受け入れた研究者たちが、その対象を幕末・明治維新以降の日本にまで拡大したのと軌を一にしている。「神道指令」を批判的に見る研究者は、両者を否定あるいは是正するために研究を進めてきた。このようにして半世紀近くが経過した。

この分野の研究を今後いつそう前進させるために現時点で必要な作業は、先ず研究史を整理することではないか、と筆者は考えている。言い換えれば、戦後の研究の中で現われた、近代日本の政教関係についての主要な解釈の特徴や相違を明確にすることである。それが整理されていなければ、今後の研究は、主要な論点を見過ごしたり、過去の業績を踏まえない恣意的な議論の堂々巡りとなったり、先入観に基づいた的はずれの批判に陥つたりしてしまうように思われる。

本稿は筆者が現在取り組んでいるそうした作業の一部であり、ウィリアム・P・ウッダードの著作を年代順に検討していくことによって、戦前の日本の政教関係についての彼の解釈を明らかにすることを目的としている。

ウッダードは、米国出身で、一九二一年にニューヨーク・ユニオン神学校を卒業した後、日本においてキリスト教の伝道に従事した。一九四一年に帰国したが、日本の敗戦後、占領軍通訳として再び来日し、一九四六年から四八年

までGHQ民間情報教育局宗教課に勤務し、W・K・バンス宗教課長の下で特別企画調査官として活躍し、特に宗教学者としての起算に關係した。一九五三年に三度目の来日をし、翌年に國際宗教学研究會を創設して、一九五六年から六六年まで所長を務め、國際的な宗教の協力と理解に努力した。

彼の研究活動の中心テーマは、自らが勤務したGHQ民間情報教育局宗教課の活動、とりわけ「神道指令」の起草および実施過程を究明することであった。この研究においてウッダードは、「神道指令」に関する歴史的事実の解明に努めただけでなく、それが廢絶の対象としたものについて独自の見解を表明し、その見解に依拠して「神道指令」の意義を説いた。本稿が対象とするのは、このウッダード独自の見解である。

彼がその見解を最初に表明したのは、昭和四〇年九月に、アメリカ・ロスアンゼルス郊外のクレアモント大学で開かれた「一九四五年以降の神道」と題する國際會議において、「The Occupation and Shrine Shinto」というテーマで発表を行った時であった。その後、インタビューなどにおいて部分的に触れてはいるが、体系的に述べたのは、以下の二つの著作においてである。一つは、國際宗教学研究會所発行の『國際宗教ニュース』に掲載された阿部美哉氏訳の「連合軍の占領と日本の宗教」と題する論文である。もう一つは、死去の前年にあたる一九七二年に上梓した「The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions」と題する著書である（これは、彼の研究の集大成であり、「神道指令」の起草・実施過程についての内部資料を駆使した画期的な研究であった）。

それでは、以上の三つの資料を順次検討していくという方法で、彼の見解を明らかにしていくことにする。

1 「The Occupation and Shrine Shinto」における「国体狂信主義」論

ウッダードは、先ず独自の見解を表明する前提として、神社神道を含めた宗教や宗教団体に関する合衆国の占領政策全体は、次の二点に要約できると述べている。⁽¹⁾

(1) 信教の自由の確立と、教会と国家との分離。……このことは、神社の非国教化と、あらゆる形での政府の神道に対する援助の廢止を意味した。(16頁)

(2) 宗教の領域からの軍国主義と超国家主義の排除である。……それは、軍国主義や超国家主義が宗教の仮面の下に隠れることができないということを意味した。この点について、合衆国の政策立案者たちが、このような根本方針を立案した時に、主として神社神道のことを考えていたのは確かである。しかしまた、戦争直前のいくつかの、最も急進的で右翼に指導された暗殺の陰謀や「事件」に、日蓮宗が宗教的背景を提供していたことに、彼らが気づいていたことも確かである。(16～17頁)

そのような政策を持った合衆国からの指令を受けて、占領軍は「神道指令」を作成した。その際、「神道指令」は「神社神道」について二つの仮定に立っていた、とウッダードは言う。

まず第一に、「神道指令」は基本的な仮定として、神社神道自体は政治的にも、社会的にも無害な宗教であり、その他の信仰と同じく、存在権を有する日本人の正当な信仰であるとの考えを持っていた。占領期間中、この仮定が脅かされることは一度もなかった。第二に、「神道指令」は、神社はそれが正統に属すべき民衆から取り上げられ、国営化され、一方では、「神聖な」天皇や「神」国という空想的な考えを支えるように政府によって操

作され、他方では、過激論者たちによって、彼らの野心的な超国家主義的・軍国主義的目的を達成するために悪用されたという仮定に立っていた。(21頁)

この二つの仮定に立って、「神道指令」は二つのことを実施した、と彼は言う。その第一は、「人心を非軍国主義化し、日本社会を民主化するためには、神社と政府を分離し、神社を民衆、即ち神社信仰者に返すこと」(21頁)であった。

もう一つは、「明治維新以来徐々に発展してきた或る種の慣行に、政府が参加すること、あるいは援助を与えることを禁じたこと」(22頁)であった。

そして、この「神道指令」が禁止の対象とした「明治維新以来徐々に発展してきた或る種の慣行」について、次のように述べている。

これらの慣行は、私が「国体狂信主義」(State Chism)と呼ばれるべきだと信じているもの——加藤博士に従えば、文部省によって主として普及され、国体神道と呼ばれるべき世俗的宗教——の一部を構成した。

神道指令に掲げられた順に述べればこれらの禁止された慣行は以下のとおりである。

- (1) 学校が行う強制的神社参拝、
- (2) 「国体の本義」「臣民の道」、それに類似した全ての書物、その解説書や解釈書、の政府による配布、
- (3) 「大東亜戦争」「八紘一宇」、その他類似の日本の軍国主義や超国家主義と密接な関係のある用語の公文書における使用、
- (4) 公費によって全面的に、あるいは部分的に賄われている全ての事務所、学校、研究所、組織、建物に、神社その他のあらゆる神道の物的象徴を置くこと、

(5) 日本政府・都道府県・市町村の官吏が、公の資格において、新任や政府の状況を報告するために、あるいは政府の代表として儀式や慣行に参加するために神社に参拝すること、

(6) 超国家主義的・軍国主義的イデオロギーの宣伝と弘布。(22～23頁)

ウッドワードは、「神道指令」が禁止の対象とした「明治維新以来徐々に発展してきた或る種の慣行」を「国体狂信主義」(State Chism)と命名し、この時点では、それは宗教学者・加藤玄智が「国体神道」と呼んだものと同じであると認識していた。そして、この「国体狂信主義」と「国家神道」(State Shinto)、「神社神道」(Shrine Shinto)とは区別して考えなければならないと主張した。

ところが、「神道指令」の起草者や解釈者は、そのような区別を明確に認識することができなかったとして、次のように批判している。

神道指令においては、これら(指令に列挙された禁止事項)引用者註)は全て国家神道と見なされている。

「神道指令」においては国家神道が神社神道と同一視されているため、暗黙のうちに、以上の慣行の全てが神社神道の一部を構成している。しかし、これは誤りである。実際、これはナンセンスである。たとえば、政府が公文書において、「大東亜戦争」という表現を用いたことが、神社神道と何の関係があるのだろうか？ 政府が「国体の本義」のような書物を配布したか否かが、神社神道に対して何の違いを生み出したのだろうか？ 神社神道はこの書物なしに何世紀にもわたって存在してきたし、現在もそれなしに十分に存在していると思われる。(二

三頁)

それでは、彼が言う「国体狂信主義」と「国家神道」「神社神道」の基本的な違いは何なのか。それらを区別することによどのような意義があるのだろうか。この疑問を予想して、彼は次のように述べている。

国家神道（神社神道）〈State Shinto (Shrine Shinto)〉という用語と国体狂信主義〈State Cult〉という用語の意味の違いを簡単な言葉で言えばどうなるのだろうか？ 私の答えはこうである。

国家神道は、単に、内務省神祇院の管轄下にあった、それ以前から国有化されていた神社の信仰と慣行とから構成されていたにすぎない。国家神道は今日存在しない。それは、もはや神社が国家の神社ではないからである。もしも神社が再び国有化されるならば、国家神道も自動的に存在することになる。したがって、神社が国有化されていた間、国家神道は神社神道の信仰と慣行から構成されていた。事実上、当時、両者の意味はまったく同じものであった。

しかしながら、国体狂信主義は、その存在理由が神祇院ではなく政府、主に文部省に由来し、特殊なイデオロギーの受容とよく整えられたある種の慣行の遵守とを要求する特定の法規によって存在していた。それはかなり多くの神社イデオロギーや神社慣行を含んでいたが、必ずしもその全部を含んでいたわけではなく、決して神社神道と同一のものではなかった。

過激論者たちによって国民に強制された慣行を含んだ、「国家神道」のこの側面について書く場合に、学者たちが、国体狂信主義、大文字の、国体神道〈Kokutai Shinto〉あるいは、帝国神道〈Imperial Shinto〉というような用語を用いるならば、問題は非常に明確になると思われる。そうすれば、国家神道や国家的神道〈State Shinto and National Shinto〉という用語は、神社が国有化されていた時期の神社や神社神道の信仰を指す用語として残しておくことが可能となる。この区別が第二次世界大戦以前に存在し、戦後の公文書や公式声明において明らかにされていたならば、占領軍は神社神道を抑圧することに関心を抱いていたと日本人が考えたり、想像したりする理由はなかったであろうし、今日、私たちがこの研究分野に関連する問題について書く場合に、その

意図するところは明らかであったらうと思われる。(23—24頁)

さて、それでは、「国体狂信主義」はどのようにして出現したのであるか。それについて、ウッダードは次のように説明している。

この指令が行ったことは、最近の八〇年間（一八七二—一九四五）の内に一つの「天皇崇拜主義」、あるいは「国体崇拜」〈a "Cult of Emperor Worship" or "State Worship"〉へと発展したある種の慣行やイデオロギーに対する、政府の支援、援助、永続化、弘布を廃止することであった。この過程の第一段階は神社の国有化であり、そしてそれによって、神社神道の信仰は国家神道となった。したがって、神社も神社神道も国体狂信主義の一部となったが、国体狂信主義そのものになったのではない。この過程の第二段階は、明治憲法に第三条が取り入れられたことであり、そこでは、天皇は「神聖ニシテ侵スヘカラス」と述べられた。この条文は、国体狂信主義の基礎的な教義となった。第三段階は、教育勅語の発布であり、それは国体狂信主義の基礎的な教典の一つとなり、日本人全体という見地からして、他の如何なる宗教の如何なる教典よりも神聖なものとなった。

以上、「The Occupation and Shrine Shinto」から、ウッダードが「国体狂信主義」について述べている主要な部分を引用してきたのであるが、ここでその要点を整理しておきたい。

(一) 占領軍が「神道指令」によって廃止しようとしたものは「国体狂信主義」であり、それとそその一部を構成した「国家神道」や「神社神道」とは区別して考えられなければならない。

(二) 「国体狂信主義」は「神祇院」ではなく政府、主に文部省に由来し、特殊なイデオロギーの受容とよく整えられたある種の慣行の遵守とを要求する特定の法規によって存在していた。それは加藤玄智の説いた「国体神道」と同一のものである。

(三) 「国家神道」とは、神社が国有化されていた状態を言い、その期間においては「国家神道」と「神社神道」とはまったく同じものであった。

(四) 「国体狂信主義」は明治維新以降徐々に発展してきた慣行であり、その第一段階は神社の国有化、第二段階は「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とした帝国憲法の発布であり、第三段階は教育勅語の発布であった。以上のような「国体狂信主義」に対する解釈は、その後どのように変化していったのであろうか。

二 「連合軍の占領と日本の宗教」における「国体狂信主義」論

本節においては、“The Occupation and Shrine Shinto”において提起されたウッダードの「国体狂信主義」論が、「連合軍の占領と日本の宗教」においてどのように展開されていったのかを検討する。この論文は後の“The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions”の「草稿の一部にあたるもの」⁽²⁾である。

この論文においては、ウッダードの「国体狂信主義」論がかなり詳細に展開されていると同時に、大幅に訂正されている。そのことを、「国体狂信主義」の出現過程に対する解釈から見ていくことにする。

この論文で彼は、「国体狂信主義」が明治維新以降徐々に発展したものであるとの見解を修正して、近代における神道の展開にかなりの断絶を認めるにいたった。具体的に言えば、「国体狂信主義」は神社の国有化、帝国憲法の発布、教育勅語の下賜という段階を経て徐々に形成されたというよりも、「復古神道」から「国体神道」へ、「国体神道」から「国体狂信主義」へとという逸脱的成長の結果として出現したと考えるようになった。

それでは、それぞれの神道について彼がどのように述べているのか見てみよう。まず、「復古神道」について、彼

は次のように述べている。

復古神道が日本の皇室をいたく近代的治世を建設するうえにはたした役割には大なるものがあつた。故岸本、脇本兩教授によれば、国学復古神道は、「王道の原理から合理的に尊王を根拠づける儒教的行きかたとは別に、皇裔としての天皇その人を絶対視して、直接宗教的崇拜を捧げようとするもの」であり、この「宗教性と政治性を備えた思想体系が、ひとたび政治的場面において現実化すると、本来の宗教的性格の故に、極めて情熱的なエネルギーを伴う」ことになったが、「篤胤までの国学復古神道に於ては、尊王論は、未だもっぱら宗教的立場にとどまっていた」のである。したがって、国体論者が一八世紀の国学者の思想を継承しても、これを天皇崇拜を教義とする純粋な宗教として発展させることも可能であつた筈である。(一九頁)

次に、「国体神道」については次のように述べている。

復古神道を継承する神道思想のなかには、天皇制を重視するあまり、天皇なくして神道の存在はありえないと考え、しかも天皇は即ち国家であるという信条に立脚するものがあつた。このような神道思想こそ、国体神道の名称にふさわしいものである。(一九頁)

復古神道の継承者たちは、明治時代以降、天皇の人格を絶対化し、その宗教的教説を政治上の主義に転化し、国体狂信主義をでっちあげて強制的に国民全体に押しつけた。周到な諸方策に導かれて、元来宗教思想であつた尊王思想が天皇を絶対とする一君万民の国家体制に結実することになったのである。

国体神道という言葉がいつごろから使われるようになったか、あまりはつきりしないけれども、大正末期に、高名な加藤玄智博士が、政府の行政区分にしたがつて、神道を教派神道と国家的神道の二種に大別し、さらに国家的神道を神社神道と国体神道に区別されたあたりが最初ではないかと思われる。ちなみに、教派神道は文部省

宗教局、神社神道は内務省神社局、国体神道は文部省学校教育局の管轄になっていた。

加藤博士の説によれば、国体神道は、明治天皇御下賜の軍人勅諭（二八八二）と教育勅語（一八九〇）によって表象され、軍人および全国公私立学校の学生生徒の精神に銘記せしむべく、万国無比の国体と国史とに密接不可分にむすびついた倫理ないし道徳の教育の形成をもって構成されているものであった。（一九〇二頁）さらに、「国体狂信主義」の出現については次のように述べている。

筆者は、国体神道が、軍人や学生の精神を支配したばかりでなく、内務省と警察によって全国民に強制され、かくして国体狂信主義なるものに展開していったと見る。……事実は、まさに、一九二〇年代後半から一九三〇年代にかけて、国体神道が国体狂信主義にむかって逸脱的成長をとげ、この国体狂信主義が一九四〇年代前半に日本をして世界の平和を攪乱せしめる要因となったのである。（二〇頁、傍点引用者）

このような（過激論者のいう意味での）引用者註 天皇崇拜が、一九二五年の治安維持法を媒介として、日本の社会を支配したために、セブンスデイアドベンチストやホーリネス教会系の人々の中には、天皇が人間以上の存在であるという思想を受入れないことを理由として、投獄されたものが多数いるのである。（八〇頁）

こうして、彼の「国体狂信主義」は加藤の「国体神道」とは別のものとされ、その出現・存在期間も大正末年から敗戦までの期間に限定されることになった。⁽⁴⁾

次に、「国体狂信主義」の具体的内容についてであるが、ウッダードは、それを終戦当時に限って、いつそう詳細に三つの分野に分けて説明している。

終戦当時、国体狂信主義は、理論上国民の義務とされ、ときには警察権力をもってその強制がなされていた。この時点をとって観察すると、国体狂信主義は、以下のような内容をもっていた。

まず、全国民におよぶ要件として、

(1) 天皇が神聖不可侵であるという信条の受容。これは、過激論の説く意味あいでは受けとられなければならないが、天皇陛下にたいする敬虔な態度をもってしめされねばならないものであった。

(2) (イ) 皇祖靈、(ロ) 教育勅語、(ハ) 軍人勅諭、を尊崇すること。

(3) 御真影、皇居、伊勢皇太神宮、靖国神社、および明治神宮、ならびに天皇、ことに明治天皇、の御製を深く尊崇すること。

(4) (イ) 祝祭日、ことに四大節、すなわち元旦、紀元節、天長節、および明治節、を厳肅に遵奉して、皇祖皇孫の弥栄をたたえること。(ロ) 国民儀礼等の儀式を実行し、禊などの修業につとめること。

(5) 神社や各家庭の神棚に鎮座する神々を礼拝すること。各家庭は、神棚に、伊勢皇太神宮の大麻を祀ること。これは、ことに戦争中、強制的におこなわれた。

(6) 隣組織を通じて半官的宗教税的に課せられる村や町の鎮守の神社とその祭礼への寄付をおこなわずにおこなうこと。

つぎに、学校を中心とするものとして、

(1) (イ) 国史（日本史）における神話の教授、(ロ) 修身、ことにその教科書による臣民の行事の基準の設定、(ハ) 「国体の本義」、「臣民の道」等、政府の刊行配布する文献の示す教説、および「国体」、「八紘一宇」など、政府が公に唱導する標語を、没批判的に接受し、好戦的なふくみをもって献身的に実践すること。

(2) 御真影ないし御真影堂の礼拝、皇居の遙拝。

(3) 伊勢その他特定の神社の遙拝、および靖国神社、護国神社等への学校主催による集団参拝。さいごに、皇室、官庁、ないし特定の地位にある者にかぎられる事項として、

(1) 皇室とゆかりの深い若干の神社にたいし、その大祭に、天皇の名代たる幣使を差遣し、また官幣社、国幣社、郷社に対しては、その大祭に、それぞれの格に応じて、相当の地位にある官吏が、幣使として参拝すること。

(2) 政府の高官は、伊勢ないし適當の神社に、就任の報告をおこなうこと。(一四一―一六頁)

以上のように「国体狂信主義」の具体的内容を列記した後、ウッダードは、その性質を次のように説明している。

かくのごとき国体狂信主義は、政府が強制する教義、儀礼、および慣行の総称であつて、その中心思想は、天皇と国家とは不可分かつ有機的、形而上学的実体を構成し、天皇は、過激論者が伝統的宗教の概念を宗教的政治的絶対者の概念に転用したきわめて特殊な用法における「神聖なる存在」である、という点にあつた。それは、国民道徳と愛国主義の礼賛儀礼であり、「新しく調査された民族的優越感を基盤とする民俗主義の宗教」であつた。国家のみならず、日本の国土も神聖であるとされた。祭政一致、すなわち神道の祭祀と政府の行政が一体でなければならぬという思想が、国体狂信主義の基本原則とされた。

国体狂信主義によれば、天皇は即国家であつた。占領当時の日本国民の第一義務は、思想的にも行為のうえでも、天皇と帝国に忠義を尽し、疑うところなく大御心に従うことであつた。昭和の初年からしだいに有力となり、終戦にいたるまで日本を支配した過激論者は、これを国体狂信主義として、ひととき強調したのである。戦前、戦中の日本では、このような神秘的性格の国体狂信主義のみが、民族および政体の解釈として許されたのであつて、このような解釈に疑義をさしはさむばいには、ただちに災難がおそいかつた。国体狂信主義の要目と忠

義と服従の原則の勵行が、国民の愛国心評価の基準となつていたのである。

国体狂信主義は、合言葉と束縛と禁忌の發達をともなつた。たとえば、国体狂信主義の標語の一つ、「八紘一宇」は、元來、「古事記」からとられたものである。これは、英語が示すように、「全世界をひとつの屋根のもとにおくこと」、ないし「協調的な世界平和」の意味である。ところが、戦争中には、この標語は、「全世界の人々が、人間性と道徳性のきつなにより、ひとつの家を作りあげて、象徴している」のであつて、帝国主義的侵略ないし資本主義的搾取を標榜するものではないが、同時に、「この家の一員となることを拒絶し、この家の現に反対し、抵抗をつづけるものは、呵責なく絶滅せられるであろう」という説明を与えられたのである。国体狂信主義の束縛的性格の例として、上智大学事件をあげることができる。教練のさい、配属将校に引率されて靖国神社に集団参拝した上智大学の学生のうち若干名が最敬礼をしなかつたので、陸軍が上智大学から配属将校を引揚げ、報道陣も注目し、不敬、不道徳として一大社会問題となつたのである。事件は、カトリック教会が、社会の圧力に屈服して譲歩したので、ようやく決着したのであつた。禁忌には、ほとんど滑稽といふべきものが含まれていた。たとえば、天皇の乗用車が栗色だからという理由で、何人も栗色の自動車を持つことはゆるされなかつた。また今上陛下を裕仁と御名指しすることは差控えさせられたばかりでなく、同じ名前を命名することを禁じられていた。国民の信条、礼式、態度すべてを天皇と国の畏敬のために動員することこそ、国体狂信主義が要求したところであり、超国家主義と軍国主義の精神を助成したものであつた。これこそ過激論者が政府にもちこみ、政府が国民に押しつけたものであつた。

国体狂信主義は、宗教活動にも抑圧を加えた。宗教の權威が、国体狂信主義の教説よりも上位にあると主張し、ようものなら、ひとたまりもなく弾圧されたのである。宗教家の多くは、神社神道は宗教ではないという官権の

説明を受入れて国体狂信主義とともに神道を受容し、順応していたのである。(一六〇―一七頁)

ところで、ウッダードが「国体狂信主義」という理解の仕方を提示して、それと「神道」とを明確に区別することの必要性を力説した理由は何だったのだろうか。一つには、「神道指令」を擁護したいという気持ちからであったことは間違いないと思われる。「The Occupation and Shrine Shinto」の中で彼自身が述べているように、「神道指令」は「神社神道」を抑圧したものであると理解されており、「神社神道」が宗教であるという解釈に立った場合、占領地の宗教に干渉することを禁じたハーグ条約に違反するとの非難を免れない。また、占領軍が指導するはずの信教の自由にも反することになってしまふ。したがって、そのような批判をかわすためには、「国体狂信主義」と「神道」を区別し、占領軍が抑圧しようとしたのは「国体狂信主義」であつたと主張する必要があつたのだと思われる。

しかし、彼の主張が正統性を得るためには、先ず第一に、「神道指令」の起草者であるW・K・バンスがその区別に気づいていなければならぬ。そして、ウッダードはバンスがこの区別を承知していたと主張している。ウッダードは「神道指令」の冒頭に「日本国民を欺き、侵略戦争へと駆り立てることを意図した軍国主義的・超国家主義的宣伝に、神道の理論や信仰を悪用した」とあるのを引用して、「国体狂信主義」をバンスは「注意深く神道の理念と信仰を『悪用したもの』であると判別した」(二二頁)と述べている。⁽⁵⁾

ところが、この主張は「著者(ウッダード)引用者註」のいう国体狂信主義と国家神道との区別は、神道指令の起草者たちも承知していた。しかし、その文書の起草においては、用語の問題は、正確な表現に達するまで考え抜かれることはなかつた⁽⁶⁾というバンス自身の証言によって弱められることになってしまった。

また、ウッダードが「国体狂信主義」が「国家神道」や「神社神道」と同一視されることになってしまった理由を説明し、「神道指令」が「神道指令」という通称で呼ばれていることの不当性を主張した次の件も、意図に反して自

ら主張を弱める結果となっている。

国体狂信主義は、何らかの形の神道と結びつけて説明されるのが普通であつた。国家神道とか、国民神道とか、神社神道とか、国体神道とか、天皇神道とかといった表現が、国体狂信主義の核に神道的要素があることを示すために、用いられたのである。ここから、民間情報教育局の日本人アドバイザー達が国体狂信主義を神道と同じもののように説明し、民間情報教育局もそのような見方をとつたのである。

占領軍は、昭和二〇年一月一日付連合軍総司令官指令により、国体狂信主義の廃止と、過激論者流の「国体」観育成に役立った神道と国との特殊な関係の断絶を命じたのであるが、上記のような事情から、この指令は、「神道指令」という通称を得ることになつたのである。この通称は、神道の性格および神道と日本の超国家主義および軍国主義との関係についての基本的な誤解を助長するものであつて、筆者のきわめて遺憾とするところである。……指令が禁止したのは、神道的でない要素をも含む国体狂信主義の要因すべてであつて、この点から一月二五日の指令を「神道指令」と略称することが不適当であることがあきらかであろう。

要するに、一月二五日の指令は、おもに神道について述べているけれども、指令のねらいは国体狂信主義であつて、神道ではなかつたのである。(傍点引用者、一七〇―一八頁)

「神道指令」自身が「国体狂信主義」と「神道」を明確に区別せず、その実施の中心部局であつた民間情報教育局もその区別がつけられなかつたというのであるから、「国体狂信主義」と「神道」の区別によって「神道指令」を擁護しようとする試みは成功しているとは言いがたい。

しかし、彼が区別を主張したもう一つの理由には、傾聴すべき観点が含まれていると思われる。ウッダードは「日本の擬似宗教的な極端な国家主義および軍国主義の核は、神道ではなく、直接的間接的に政府を牛耳つた一群の過

激論者が主張し、強要した国体狂信主義であったのである」（一八頁）と主張している。つまり、注目すべきもう一つの理由とは、「国体狂信主義」と「神道」との間には大きな断絶があるという理解そのものである。

それでは、「国体狂信主義」と「神道」と区別しなければならぬ理由とはなんであるうか。彼は次のように言っている。

国体狂信主義を構成する要素を吟味するならば、これが伝統的宗教としての神道から随分かけ離れたものであることが明らかである。

たとえば、国体狂信主義を表象する政府が主導し、強制する神社参拝は、神社参拝が神道信仰の肝要な要素であるにもかかわらず、神道信仰とは無縁のしるものである。天皇を畏敬すること、さらには崇拜することさえ、もつとも宗教的な教義ないし儀礼であると認めうる。しかし、天皇の名前を口にしないし天皇をすこしでも高いところから見下ろしたという理由で国民を法的に処罰することは、国体狂信主義の内容ではあったが、本来の神道とは無関係である。同様に、政府刊行物にあらわれた八紘一字の標語も、政治的な国体狂信主義の宣伝用であつて、宗教的な神道信仰の教義ではなかつたのである。（二〇～二二頁）

しかし、そう言われても、彼の議論においても「神道」が「国体狂信主義」の一部を構成する以上、何か割り切れないものが残ってしまう。そういう意見を予想してか、彼は次のような具体例を挙げて、自らの議論を補足している。その例を読むと、彼が“State Cult”ならし“Kokutai Cult”という用語を案出し、“Cult”という本来は閉鎖的結社組織を構成する小祭祀集団を指す宗教社会学の用語を国家という巨大な集団に当てはめた時に、彼の頭にあつた具体的なイメージが何であつたのかが理解できる。

たしかに、国体狂信主義は、神道の神話と思想を利用し、神道の施設と儀式を摂取した。しかし、神道の影響が著しいからといって、国体狂信主義を神道の一形態とみなすことが不適當であるのは、クークラックスクラン（Ku Klux Klan）を、プロテスタント主義を標榜する集団であるという理由で、キリスト教の宗派であると規定することが不適當であるのと同様である。国体狂信主義は、神道とは区別され、別箇かつ独立の現象であつて、神道の一宗派ではないのである。（一八頁）

国体狂信主義に似た現象をアメリカの例にとるならば、キリスト教を旗じるしとする白色人種礼賛主義があげられる。この主義を信奉するアメリカ人たちは白色人種絶対優位の信条にもつぱら関心を寄せるのであつて、キリスト教はこのドグマに宗教的強制力をもつ威信を付与しているにすぎない。白色人種礼賛主義の制度化であるクークラックスクランにあつては、キリスト教の象徴を借りてその儀礼と制服に用いられる火の十字架がこの運動に精神的な威信を与える機能をはたしたのである。

戦前の日本における国体狂信主義にあつては、アメリカの白色人種礼賛主義よりもはるかに複雑な装いが過激論者によつて与えられていたが、国体神道という表現のうち実質をなすものは国体であつて、神道は威信づけのためのほとんど偶発的といつても過言でないくらいの二次的意義しか持たなかつた。過激論者のなかには、全然神道を顧慮しないものもまれではなかつたのである。

神道は国体狂信主義によつて利用されたのであつた。たしかに、神道は国体狂信主義の一部であつたけれども、神道と国体狂信主義とは同じではなかつた。信教の自由を侵犯し、宗教家迫害の法源となつた治安維持法の制定をみちびき、日本の超国家主義と軍国主義の精神的動因を供したものは、国体狂信主義であつたのであるが、これが誤つて神道であつたと看做されたのである。連合軍が断固粉碎しようとしたものは、誤つて神道の名称を与えられたこの国体狂信主義であつたのである。（二二頁）

ところで、ウッドワードの記述の中には「過激論者（*Extremist*）」という言葉が度々登場するが、彼はそのような人々の例として日本大学学長・松並任一、政治哲学者・藤沢親雄、宗教学者・加藤玄智、林銑十郎大將などを挙げて、彼らの主張を紹介している。彼の言う過激論者の主張を理解するために、引用例の中から松並任一の主張を紹介しておく。

日本臣民は天皇陛下を崇拜する。日本臣民にとって、玉体は神聖であり、天孫の勲慮は本當に天の声であると思われる。このために、日本臣民は天皇陛下を天子様と申し上げるのである。……わが国民は天皇陛下のお声を神の声として承わる。……われわれは、西洋人が神の全能を信じるのと同じように、天皇陛下は全能であらせられると信じている。……キリスト教信者が神の聖なることの量りしれぬ深さを知るがごとく、われわれは天皇の聖なる量りしれぬ深さを知る。彼らは神を、われわれは天皇を、それぞれ聖なるものの本体として、崇拜する。……わが天皇陛下は、人間の歴史のはじまる以前から、超人間の存在としていました。……われわれにとって、現人神たる天皇の存在は自然の秩序であり、これを信じて疑わない。天皇の存在と神聖性については、キリスト教徒が神について疑問を挿さまいのと同様に、日本国民は疑問を挿さまい。（八〇頁）

以上、「連合軍の占領と日本の宗教」において述べられている「国体狂信主義」論を検討してきたが、その要点をまとめてみよう。

(一) ウッドワードは、「国体狂信主義」の出現は、「復古神道」が「国体神道」へ、「国体神道」が「国体狂信主義」へと逸脱的成長をとげた結果であると考えようになった。彼によれば、そのいずれもが天皇を絶対視しているが、「復古神道」は、宗教性と政治性の両面を有し、特に平田篤胤までは宗教的立場にとどまっており、純粹な宗教として発展する可能性も有していた。「国体神道」は、復古神道の継承者たちが、その宗教的教説を政治上の主義に

転化したものであり、これによって一君万民の国家体制が築かれた。そして、それは文部省学校教育局によって管轄され、「軍人勅諭」と「教育勅語」によって表象された。「国体狂信主義」は、国体神道が内務省と警察によって、特に大正十五年の治安維持法を媒介として、全国民に強制されたことによって出現した。言い換えれば、一九二〇年代後半から一九三〇年代にかけて、「国体神道」が「国体狂信主義」にむかつて逸脱的成長をとげ、それが一九四〇年代前半の日本を支配して、戦争へと国民を駆り立てた。

(二) 彼は国体狂信主義は国体神道が逸脱的成長をとげたものであると主張している。そして、その相違を国民に対する強制の強弱という点に認めており、思想そのものには大した違いを見ていないように思われる。それは、既に引用した次のような言葉に現われている。

復古神道の継承者たちは、明治時代以降、天皇の人格を絶対化し、その宗教的教説を政治上の主義に転化し、国体狂信主義をでっちあげて強制的に国民全体に押しつけた。（二九頁）

国体神道という表現のうち実質をなすものは国体であって、神道は威信づけのためのほとんど偶発的といっても過言でなくらいの二次的意義しか持たなかった。過激論者のなかには、全然神道を顧慮しないものもまれではなかったのである。（二二頁）

神のような心を持つ者とみなされるかわりに、偉大な皇祖皇宗の徳を備えた神であるという、現人神という表象の意味内容の変化こそ、明治維新以降第二次世界大戦における敗戦にいたるまで、極端論者が天皇を利用するためにいつも好都合なものであった。（七九頁）

(三) 国体狂信主義の具体的内容については、それを全国民を対象としたもの、学校を中心とするもの、皇室、官庁、ないし特定の地位にある者にかぎられる事項の三つに分けて詳述し、「神道指令」には含まれていないものに

も言及した。

三 “The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions” における「国体狂信主義」論

ウッダードの「神道指令」研究を大成した“The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions”においては、「国体狂信主義」に関する記述は、その草稿に比してかなり短縮されている。そして、その「国体狂信主義」論は、用語の定義という形で展開され、出現過程を説明しようとする観点が希薄になっている。しかし、それ以前にはなかった説明が付け加えられたり、観点が若干異なってきている点も認められる。以下そういった点に注目して、彼の議論を見ていくことにする。

先ずウッダードは、「国体狂信主義」と区別されるべき「神道」を五つに分けて定義している(ここでは「復古神道」は言及されていない)

神道〈*Shinto*〉は、カミを中心とする日本人の一群の信仰や慣習であり、カミという用語は、人間の中や自然の中など、あらゆるところに存在すると信じられている霊的実体、力、質を指している。一般に性はなく、しばしば人格に類するものもなく、カミは、宇宙に満ちている。そして、信仰深い神道家の生活は、カミと調和し、感謝して生きることである。神道の伝統的な用法におけるカミという言葉(単数であれ、複数であれ)は、*deities*, *Spirit(s)*, *god(s)*, あるらば *divine* (たゞえば、神風は *divine wind*) と英訳することが出来る。しかし、決して *God* と訳してはならない。明確にするためには、この言葉は翻訳しない方がよい。

神社神道〈*Shrine Shinto* (*Umja Shinto*)〉は、神社の崇敬を中心とする神道信仰の一形態であり、神社といふ

のは象徴的なカミの住居である。

国家神道または国家的神道〈*State Shinto* (*Kokka Shinto* or *Kokutai Shinto*)〉は、国家神道の下で、神社と神主が国有化され、その儀礼や活動が法律によって規定され、担当官庁によって管轄されていたというところから、神社神道と同一である。近代的な意味における国家神道は、明治維新初期に、神社が国有化された時に出現した。そして、一九四六年早々、政府が神社管理をやめた時に消滅した。

国体神道〈*Kokutai Shinto*〉は、天皇を現津神 (*manifest deity*) であること、天皇・国土・日本国民を一つの神聖で不可分の実体だと見る神道の神話に由来する、政治哲学的信仰体系である。国体神道の基礎的な教義は、祭政一致である。国体神道主義者たちは、神社の崇敬者であり、国家神道の理念を支持している。しかし、神社崇敬者のすべてが国体神道主義者なのではない。

教派神道〈*Sect Shinto* (*Kyōka Shinto*)〉は——戦前の日本でこれと同じ名称で呼ばれた十三の公認の教派と混同してはならない——「教えや、いくつかの場合には、創立者の人格を中心としたカミ信仰の一形態である。(二〇—二二頁)

このように定義した後でウッダードは「国体狂信主義」〈*Kokutai cult*〉は、日本の天皇と国家を中核とした超国家主義と軍国主義の狂信主義を指す著者の用語である。これについては、以下で、やや詳しく論じることにする(二二頁)として、これについては「国体狂信主義」という一節を設けて論じている。

先ず注目されるのは、その中で彼が次のように述べていることである。

日本の代表的な政治哲学者や思想家たちは、この国の国体をさまざまに解釈してきた。しかしながら、われわれの関心は、(一) 過激な超国家主義者や軍国主義者たちが、一九三〇年代と一九四〇年代初期に、この観念に

与えた解釈、(2) この観念を、警察国家の権力によって日本国民に強制された狂信主義へと加工するのに関係した教義や慣行、に限られている。(一一頁)

ここには、それ以前にはなかった「国体神道」などと「国体狂信主義」との思想内容の相違を認めようとする傾向が、若干ではあるが、現われてきているように思われる。ただし、その相違点については具体的に述べられていない。このようにして、国体狂信主義の大枠を指定した後で、彼はそれが神道と同一視されたことが残念だという主張を繰返している。そして、国体狂信主義の基本的な性格とその具体的内容を記述している(一一―一二頁)。しかし、それらはいずれも「連合軍の占領と日本の宗教」に述べられていることとほとんど変わらない。

ところで、国体神道から国体狂信主義への逸脱的成長の契機を「警察国家の権力」による強制と見ることによって、内務省の活動が特に注目されることになった。

日本政府の反動的な官僚機構の中核は内務省にあった。一八七七年に設置されて以来、内務省は軍と共謀して、(天皇を操る人々によって表明される)天皇の意思にまったく服従する忠実な臣民の国を作り上げるために働いてきた。それは、過激論者の天国であり、もつとも穏健な自由主義者にとってさえ虫酸が走るほど嫌なものであった。内務省は、その合法的な機能と、忌み嫌われた思想警察の諜報活動とを通じて、中央から市町村にいたるまでの政府の組織を支配した。

名目上、宗教の監督は内務省の責任ではなかった――それは一九一三年に文部省に移管されていた。しかし、内務省は、自分が支配する都道府県を通じて、また自分の下僕たち、すなわち治安維持法の犠牲者たちを弾圧した司法省や、文部省の協力を得て、全国のあらゆる宗教団体に対する監視を続けていた。内務省が、全体主義の手段としての国体狂信主義を促進するために、憲法が保障した信教の自由を無視、あるいは歪曲した罪は、他の

いなる官庁よりも重かった。(三七頁)

この他、ウッダードが断片的に述べていることから、筆者の注意を引いたものを指摘すると、まず神職については「神職は、全体的に見た場合、他の宗教の指導者以上に超国家主義であったことはないという事実にもかかわらず、この事実もまた、一般の人々に無視された」(六九頁)と述べている。

また、帝国憲法第三条については「国体狂信主義の礎石として、第三条は日本における信教の自由の実現の主要な障害となっていた」(七九頁)と述べており、彼の論旨からすれば国体神道に属する帝国憲法第三条が、国体狂信主義の中で主要な位置を占めていたとの認識が示されている。

「皇室祭祀」については、「天皇の職務の宗教的な性質について、アメリカの政策立案者たちは、それほど注意を払わなかった。天皇の地位のこの面は完全に無視されるべきだと信じられていた。宮中三殿やその他の神社で行われる儀式に天皇が参加することは、純粹に個人的な問題として扱われ、天皇は望みにまかせて自由に行うことができた」(二五―二六頁)と、占領軍の方針を客観的に述べているにすぎない。そして、皇室祭祀を国体狂信主義の具体的内容に含める記述は見当らない。

最後に、本書で述べられている「国体狂信主義」論の要点をまとめてみれば、次のようになろう。

(一)「国体狂信主義」は、「神道」「神社神道」「国家神道」「国体神道」「教派神道」とは区別されるべき独立の現象である。

(二)「国体狂信主義」は、過激な超国家主義者や軍国主義者たちが、一九三〇年代と一九四〇年代初期に、この観念に与えた解釈を中核とし、この観念が、警察国家の権力によって日本国民に強制されたことによって出現した。その中心となったのが内務省であった。

ウッダードが「国体狂信主義」論を展開して、それと諸「神道」との区別を力説した主観的な意図は、占領軍の宗教政策を擁護することであったように思われる。本論の中で述べたように、その意図が達成されているとは言いがたい。また、彼が試みた区別も十分に整理されてはいないし、明確だとも正確だとも言いがたい。

たとえば、「国体神道」について、「連合国の占領と日本の宗教」では制度としての側面が強調されているのに対して、「The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions」においては、思想の側面しか説明されていない。「国体神道」と「国体狂信主義」の関係についても、前者においては「逸脱的成長」と説明されているが、後者においては説明が略かれている。両者の記述の相違が単なる省略によるものなのか、その間に何らかの見解の変化があったためなのかは読み取ることができない。その他、国体狂信主義の期間も明確に限定されていないなど、論証の不十分さを指摘しだしたらきりがない。

それにもかかわらず、ウッダードの理論を紹介したのは何故か。それは彼自身による論証は不十分であったとしても、彼が提出した以下の論点は十分考慮に値すると考えたからである。

- (一) 国体狂信主義は神道の一形態ではない。
 - (二) したがって、国体狂信主義に対して国家神道という用語を用いるべきではない。
 - (三) 国体狂信主義は、一九二〇年代後半から一九四〇年代前半までの限られた現象である。
- 一般によく知られている村上重良氏の議論は、基本的な枠組みにおいて、これらの論点とは好対照である。まず、

村上氏は明治維新以後の近代日本の政教関係全体を「国家神道」という単一の用語で理解している。その上で、その発展過程を四つの段階に分け、形成期（明治維新から明治二〇年代初頭まで）において既に「国家神道」の基本的性格が定まり、教義的完成期（帝国憲法の発布から日露戦争まで）、制度的完成期（明治三〇年代末から昭和初期まで）を経て、ファシズム的国教期（満州事変から太平洋戦争敗戦まで）にいたって、その真価が遺憾なく発揮されたと主張して、その一貫性を強調している。⁽¹⁰⁾ また、「国家神道」は「神社神道」と「皇室神道」を直結して形成されたものであり、この国家神道が教派神道、仏教、キリスト教といった公認教の上に君臨していたとして、これを「国家神道体制」と呼んでいる。⁽¹¹⁾ したがって、ファシズム的国教期も明らかに神道の一形態と見なされている。

どちらの理解がより正確なのかをここで論ずる暇はない。しかし、近代日本の政教関係を、単一の用語で把握できる基本的には同質な連続的過程と見るのか、それとも、複数の用語を用いなければならないほどの異質な段階的過程と見るのかは大切な論点であると思われる。

註

- (一) 以下の引用は、拙稿「W・P・ウッダード『占領と神社神道』の原文と翻訳」〔皇學館論叢〕第二十七巻第四号、平成六年八月）によることとし、引用文の末尾に付した頁数は拙稿の翻訳部分の頁数を示す。“The Occupation and Shrine Shinto”の記録としては、国学院大学日本文化研究所編「一九四五年以降の神道―クレアモンツ国際神道学会議の記録―」（昭和四〇年十一月十五日）に収められたW・P・ウッダード「占領と神道」があるが、ここでそれを用いない理由については、拙稿「W・P・ウッダードの『国家神道』批判の解釈について」〔皇學館大學

神道研究所所報」第46号、平成六年一月）および「W・P・ウッダード『占領と神社神道』の原文と翻訳の「はじめに」参照。

(2) 加藤玄智は、当時の神道を先ず国家的神道と宗派的神道の二つに大別している。そして、宗派的神道とは十三派に分かれ、文部省の宗教局の管下に属し、仏教及び基督教と同様に、行政上宗教として取扱われているとする。他方、国家的神道は、さらに神社神道と国体神道とに小別され、両者共、政府当局は宗教として取扱っていないが、自分の考えではともに宗教であると主張した。彼は、国家的神道の形式的側面が神社神道であり、精神的側面が国体神道であるとして、神社神道は内務省神社局の支配を受け、国体神道は、我が国教育の根本であつて、文部省の監督の下で学校教育は何れも国体神道の精神に則つて実行されており、政治の方面においても、この国体神道の精神で政治が行われており、このことは帝国憲法の第三条において「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と規定されていることから明らかであると述べている（『神道の宗教発達史的研究』昭和十年九月、一〜三頁参照）。

(3) 阿部美哉訳「連合軍の占領と日本の宗教」（国際宗教研究所『国際宗教ニュース』第5・6号、一九七二年）三頁。なお、阿部氏によれば、原文は手書きの原稿で活字化されていないという。また、阿部氏はState Cult¹⁾ないし“Kokutai Cult”を「国体礼賛主義」と訳しておられる。筆者はそれを「国体狂信主義」と訳すことにしたので、本文との関係で文意の混乱を避けるために、引用文においてもこの用語は筆者の訳に統一した。

(4) ちなみに、ウッダードは天皇崇拜の展開を次のように述べている。

天皇が人間以上の存在であるという思想の根源は、伝統的な神道の宇宙観、神観、階級観、人間観等に由来する。神道信仰のもつとも原始的な形態においては、人間と神とのあいだに明確な区別はない。すべての人間が神の性格を内包しているのである。人によっては、精神的、社会的、ないし政治的地位が人なみすぐれた神のような性格を帯び、この世でもあの世でも格別の尊敬に値するものとして、存命中から神としてあがめられることもある。国の創始者や悠久の太古の神話的英雄などは、一段と高い地位階級におかれ、格別の畏敬の対

象となる。天皇は、この世に人間として生をうけていることは衆知の事実であるにもかかわらず、天照大神や皇祖皇宗世襲の徳と力を備えているものとして、最高の尊崇をうける。天皇は、生まれながらにして、聖なる祖先の後裔である。この事実は、天皇がたとえ否定されようとも、神道的生命観としては絶対に否定できないのである。天皇が現人神であるという思想、すなわち天皇神格説は、神道主義者にとっては、本体論の問題であるといわなければならない。

天皇が現人神であるという思想は、神道という言葉が作られるよりずっと前、氏族社会共同体の僧職的支配者による統治がおこなわれていた時代、すなわち僧職的支配者が共同体の宗教儀礼をおこなうことが日常の政治や行政と同一であり、氏族共同体の長が人間以上の資質を備えていると考えられていた時代まで遡る。ここに、天皇を現人神であると性格づける主張の神秘性の淵源が存在する。

現人神ということばは、神道大辞典によると、神の心を心として国を治らす天皇であると説明されている。この表現の解釈については学者間に種々議論があるが、宗教現象としてみれば、これは敬虔なカトリック教徒が教皇にたいして抱く畏敬の念にきわめて近いものである。その性格描写や敬称も、東洋の君主の一般例同様美辞麗句が多いが、だいたい無害なものであったといえよう。このような観点からすると、天皇は、神秘的で近寄り難い、臣民から隔絶した存在であった。

神の心を心として治らす天皇が現人神であるという本来の概念は、南北朝時代の激動期に天皇の地位が低下し、この反動として勤皇精神の昂まりがあったさいに、天皇と神との完全な合一、すなわち天皇即現人神即神という概念に転化した。極端な勤皇論者が、比喩的に用いられていた表象を歴史的存在ないし生物的现象に転換してしまつたのである。

神のような心を持つ者とみなされるかわりに、偉大な皇祖皇宗の徳を備えた神であるという、現人神という表象の意味内容こそ、明治維新以降第二次世界大戦における敗戦にいたるまで、極端論者が天皇を利用するた

めにもっとも好都合なものであった。天皇は、西洋の神観念に比肩する神の性格をもつものとされ、一九世紀ヨーロッパの政治学から用語を借用した明治憲法においては、天皇は神聖にして不可侵であるとされた。天皇は、口にするべからざるほど神聖なものとされ、一切の批判の対象から除外された。天皇は、他の人々同様有限の肉体をもつことは十分認知されながら、神の性格をもつ超人であると規定された。天皇をキリスト教の神と同一視する議論さえみられた。天皇は、国家祭祀の基底であって、日本政府ならびに日本国民にとって、この国家即宗教の体系が他のいかなる宗教も持ちあわせない尊厳性を持っていると考えられたのである。

たしかに、このような立場を主張した者は狂信的な極端論者であって、知識層や実業界の人々の大多数は一九三〇年から第二次世界大戦にかけてこのような狂信的極端論者が権力の座にいたことをにがにがしく思っていたことも事実である。もし日本人全体が本気で極端論者のいう通り愚な思想を信じていたのなら、日本は、昭和二十年に、あのような穏やかな態度を示したはずがない。しかし、極端論者は少数であったに違いないが、まさにこれら少数の極端論者が七千万日本国民の命運を支配したのである。世界的な視野からは、極端こそ当時の日本の国論であり、日本人の発言といえは極端論者の発言にほかならなかったのである。(七八〜七九頁)

(5) なお、ウッタードは『The Occupation and Shrine Shinto』の中で、一九四五年十月二十日付けのパンスの覚書を引用して「当時、彼は「無害な宗教慣行に干渉することなく神道国家主義を根絶するための、合理的な基礎を提供するに足る厳密な区別を行うために」神道の研究に従事していた」(一九頁)とも述べている。

(6) 『The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions』 Leiden / E. J. Brill / 1972. p. XVI.

(7) 『The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions』は、岡部美哉氏によって『天皇と神道』(サイマル出版会、一九八八年四月)と題してその翻訳が刊行されている。しかし、ここでの引用は、筆者の翻訳であり、引用頁数は原本の頁数を指している。

(8) 『The Occupation and Shrine Shinto』(ウッタード)は『State Cult』という言葉を用いていたが、本書に

おいては『Kokutai Cult』を用いている。「連合国の占領と日本の宗教」においてどちらを用いていたのかは分からな。

(9) 神祇院については、「神祇院は、神社の地位を政府内の最高の位にまで高めることを目的とした頑強な扇動運動の結果として、一九四〇年に内務省の中に設置された。過激論者たちの案は、八世紀初頭の神祇官のような内閣の上に位する官庁を要求していたが、政府としてもそこまで完全に責任を放棄する気にはならなかったため、この案の主唱者たちは、内務省内の一院で満足しなければならなかった」(三七頁)と述べているにとどまる。

(10) 『国家神道』(一九七〇年、岩波新書)七八〜八〇頁。

(11) 村上、前掲書、七八・一一九・一三〇頁。